

ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金

1次公募を開始しました！

◆受付開始 2019年2月18日(月)

一次締切 2月23日(土) / 二次締切 5月8日(水)

【いずれも当日消印有効】

※一次締切分については3月中、二次締切分については6月中を目途に採択発表を予定



中小企業・小規模事業者が取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援します。
(詳細は当会ホームページの『公募要領』をご覧ください。)

【補助対象事業】

対象要件		【革新的サービス】	【ものづくり技術】
申請類型		「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。	「中小ものづくり高度化法」12分野(※1)に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画(3～5年計画で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画)であること。
一般型		<p>◆対象経費の2分の1以内で、100万円から1,000万円を補助 (機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費)</p> <p>◆先端設備等導入計画の認定(※2)又は経営革新計画の承認(いずれも平成30年12月21日以降に申請したもの)を取得して一定の要件を満たす場合の補助率は3分の2以内</p> <p>◆複数の中小企業者等が共同で申請を行うことが可能(補助上限額は共同申請全体で1,000万円)</p> <p>◆設備投資(※3)が必要</p>	
小規模型	設備投資のみ	<p>◆対象経費の2分の1以内で、100万円から500万円を補助 (機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費)</p> <p>◆先端設備等導入計画の認定(※2)又は経営革新計画の承認(いずれも平成30年12月21日以降に申請したもの)を取得して一定の要件を満たす場合の補助率は3分の2以内</p> <p>◆小規模企業者及び小規模事業者の補助率は3分の2以内</p> <p>◆複数の中小企業者等が共同で申請を行うことが可能(補助上限額は共同申請全体で500万円)</p> <p>◆設備投資(※3)が必要</p>	
	試作開発等	<p>◆対象経費の2分の1以内で、100万円から500万円を補助 (機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウド利用費、原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費)</p> <p>◆先端設備等導入計画の認定(※2)又は経営革新計画の承認(いずれも平成30年12月21日以降に申請したもの)を取得して一定の要件を満たす場合の補助率は3分の2以内</p> <p>◆小規模企業者及び小規模事業者の補助率は3分の2以内</p> <p>◆複数の中小企業者等が共同で申請を行うことが可能(補助上限額は共同申請全体で500万円)</p> <p>◆設備投資(※3)が可能(必須ではない)</p>	

◆生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額に30万円の増額が可能(※4)

(※1)①デザイン開発 ②情報処理 ③精密加工 ④製造環境 ⑤接合・実装 ⑥立体造形 ⑦表面処理 ⑧機械制御 ⑨複合・新機能材料 ⑩材料製造プロセス
⑪バイオ ⑫測定計測

(※2)地方自治体が生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)に基づき、平成31年1月31日までに固定資産税ゼロの特例を措置したことが前提となります。

(※3)専ら補助事業のために使用される機械装置費のうち、補助対象経費で単価50万円(税抜き)以上のものを計上すること。

(※4)共同申請の場合は、全体で30万円までの増額となります。

【問合せ先】 宮崎県中小企業団体中央会 ものづくり中小企業支援センター
〒880-0013 宮崎市松橋2丁目4番31号 宮崎県中小企業会館3階
TEL : (0985)25-2271 / FAX : (0985)27-3672 / E-mail : monodukuri@himuka.or.jp

宮崎県中小企業団体中央会

検索